



箱根町記者発表資料

【神奈川県内初】

「箱根町デジタルを活用したまちづくり推進条例」の制定について

1 条例の目的

デジタルを効果的に活用したまちづくりを進めるにあたり、デジタル化の推進を図る「基本理念」を定め、「町の責務」及び「町民（※）の役割」をそれぞれ明らかにすること、併せてデジタル化の推進に関する「基本原則」を定めることによって、全ての町民が均しくデジタル化の恩恵を受けられる「Well-being（幸せ）な生活の実現」に寄与することを目的とします。

※ 本条例における「町民」は、町内に住所を有する者、別荘を有する者、町内で働く者、学ぶ者、事業を営むもの及び活動するものと定義しています（住民自治の最高規範である「箱根町自治基本条例」と同様）。

2 デジタル化の推進に係る基本理念

- (1) 全ての町民がデジタル化の恩恵を享受することにより、日常生活等の課題を解決し、豊かに暮らすことのできる、誰一人取り残されない、あたたかい社会を目指すこと。
- (2) デジタル化の推進は、財政上の持続可能性を勘案して行うこと。
- (3) 個人情報及び個人のプライバシーの保護に配慮すること。

3 町の責務及び町民の役割

- (1) 町は基本理念にのっとりデジタル化の推進を総合的かつ効果的に実施する責務を有します。
- (2) 町民はデジタル化の推進に関する理解と関心を深めるとともに町と協働、連携し幸福な生活の実現に努めるものとします。

4 町民の幸福な生活の実現のための基本原則

- (1) 全ての町民がデジタル化の恩恵を享受できるよう配慮します。
- (2) 町民の利便性等の向上が図れるよう考慮し、柔軟かつ継続的な改善に取り組みます。
- (3) 限られた人的資源を有効活用し行政サービスの更なる向上を図ります。

5 議会議決日及び施行予定日

議決日：令和6年6月21日／施行予定日：同年7月1日

6 添付資料
箱根町デジタルを活用したまちづくり推進条例

7 その他
「箱根町におけるDXの推進」については、町ホームページをご参照ください。



【町長コメント】

デジタル化の推進とは、決して全ての行政サービスをデジタル化するものではありません。デジタルはあくまでも手段であって、目的ではありませんので、「アナログ」の良い面は残しつつ、デジタルの力を最大限活用しながら選択肢（手段）を増やすことで、地域や町民の皆さんが抱える課題を一つでも多く解決することができるように、町民と協働・連携しながら、今後もさまざまなデジタル関連施策を積極的に進めてまいります。

本条例に掲げた基本理念及び基本原則等に基づいた「デジタルを活用したまちづくり」を推進していくことによって、町民一人ひとり、それぞれの「well-being（幸せ）」に繋がるあたたかい社会を目指してまいります。

照会先

箱根町企画観光部企画課デジタル推進係 担当 山本

電話 0460-85-9560

E-mail web_kikakuka@town.hakone.kanagawa.jp

箱根町デジタルを活用したまちづくり推進条例

（目的）

第1条 この条例は、デジタル化の推進が、デジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定するデジタル社会をいう。）を形成する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル化の推進について、基本理念を定め、並びに町の責務及び町民の役割を明らかにするとともに、デジタル化の推進に関する基本原則を定めることにより、デジタル化の推進を図り、もって町民の幸福な生活の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) デジタル化 デジタル社会形成基本法第2条に規定する情報通信技術を用いた情報の活用に係る町の施策をいう。
- (2) 町民 町内に住所を有する者、町内に別荘を有する者並びに町内で働く者、学ぶ者、事業を営むもの及び活動するものをいう。

（基本理念）

第3条 デジタル化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全ての町民がデジタル化の恩恵を享受することにより、日常生活等の課題を解決し、豊かに暮らすことのできる、誰一人取り残されない、あたたかい社会を目指すこと。
- (2) 財政上の持続可能性を十分に勘案して行うこと。
- (3) 個人情報及び個人のプライバシーの保護に配慮するとともに、情報の収集及び活用の主体、目的及び内容に関する透明性を確保して行うこと。

（町の責務）

第4条 町は、前条に定める基本理念にのっとり、デジタル化の推進を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

（町民の役割）

第5条 町民は、デジタル化の推進に関する理解と関心を深めるとともに、町と協働し、又は連携し、幸福な生活の実現に努めるものとする。

（基本原則）

第 6 条 町は、次に掲げる事項を基本原則として、デジタル化を推進し、町民の幸福な生活の実現へ向けた変革を進めなければならない。

- (1) 全ての町民がデジタル化の恩恵を享受できるように配慮すること。
- (2) 常に町民の利便性等の向上が図られるよう考慮して、柔軟かつ継続的な改善に取り組むこと。
- (3) 限られた人的資源を有効活用することにより、行政サービスの更なる向上を図ること。

(基本方針等の策定)

第 7 条 町長は、デジタル化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、デジタル化の推進に関する基本方針（以下この条において「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 町長は、基本方針に基づき、デジタル化の推進に関する基本計画（次項において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

3 町長は、基本方針及び基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

(推進体制の整備)

第 8 条 町長は、デジタル化の推進について、総合調整を行うとともに、これを実効性のあるものとするための体制を整備するものとする。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されているデジタル化の推進に関する町の基本方針及び基本計画であって、デジタル化の推進を総合的かつ計画的に実施するためのものは、第 7 条第 1 項の規定により策定された基本方針及び同条第 2 項の規定により策定された基本計画とみなす。

～ 誰一人取り残されない

はこねデジタル未来宣言

人に優しいデジタル化 ～

人口減少・少子高齢化に伴う人手不足等に加え、カーボンニュートラル（脱炭素社会）の実現が求められるなど、地域のみならず地球規模で抱える諸問題が深刻化しています。このような中、本町では“3 つのデジタルファースト※1”を掲げ、AI（人工知能）や ICT（情報通信技術）等、デジタルの力を最大限活用し、子どもから高齢者まで「笑顔があふれる Well-being（幸せ）な未来のまち」を目指すことを宣言します。

令和 4 年 8 月 22 日

箱根町長 勝俣 浩行

笑顔があふれる Well-being（幸せ）な未来のまち

はこねの未来へ向けた デジタルファースト

デジタルの力により、関係人口の拡大を図るとともに、暮らしと生業の安全安心及び豊かさを上げ、持続可能な「観光立町はこね」を未来に繋ぎます。

デジタル化の恩恵を平等に享受できる施策の展開

デジタル変革

町民サービスにおける デジタルファースト

デジタルの力により、利便性が向上し、快適にサービスが受けられるまちをめざします。

行政運営における デジタルファースト

デジタルの力により、効率的な行政運営を推進し、職員の力を町民サービスの向上に一層注ぐことができる環境をめざします。

※1 デジタルファースト：個々の手続きやサービスが電子的に完結できるよう優先していく考え方。
行政のデジタル化に係る「デジタル手続法」で定められた基本原則の一つ。

はこねの未来へ向けた デジタルファースト

～持続可能な町を次世代に～

- デジタルマーケティング※²の推進
- シティプロモーション※³のデジタル活用
- 子育て・教育分野のICT活用

町民サービスにおける デジタルファースト

～より便利に、より快適に～

- 行政手続オンライン化の拡充
- マイナンバーカードの普及促進
- デジタルデバйд対策※⁴の充実

行政運営における デジタルファースト

～生まれた時間は町民のために～

- AIやRPA※⁵の活用による業務の効率化
- Web会議やテレワークの推進
- ペーパーレス化の推進

※2 **デジタルマーケティング**：インターネットなどの電子媒体やスマートフォンなどのデジタル機器を介して、データを分析し広告宣伝活動を行うこと。

※3 **シティプロモーション**：ある地域の認知度向上やブランド力向上を目的として行われる活動のこと。

※4 **デジタルデバйд対策**：インターネットやパソコンなどの情報通信技術を利用できない者と利用できる者との間に生じる不利益や格差を解消・是正する取組み。

※5 **RPA**：Robotic Process Automation の略で、ソフトウェアロボットによる事務処理の自動化のこと。